◎新潟県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年３月26日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　山北朝日線

３　道路の区域

区　　　　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　　　長
村上市寒川字大俣 1977 番１から 同市寒川字大俣1977番１まで	新	5.0～8.0メートル	64.8メートル
	旧	5.0～7.5メートル	64.0メートル